

○高松市庵治ほっとぴあん条例

平成17年12月21日

条例第178号

注 令和8年3月から改正経過を注記した。

高松市庵治ほっとぴあん条例

(設置)

第1条 市民に健康増進、保養及び憩いの場を提供し、市民福祉の増進に寄与するため、高松市庵治ほっとぴあん（以下「ほっとぴあん」という。）を高松市庵治町978番地に設置する。

(使用許可)

第2条 ほっとぴあんの施設・設備等（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

2 市長は、ほっとぴあんの管理上必要があると認めるときは、使用許可に条件を付し、又は使用許可後において使用許可を取り消し、若しくは条件を変更することができる。

(使用料)

第3条 前条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に規定する使用料を当該許可の際に前納しなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体が使用する場合又は市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

3 市長は、使用者が第1条に規定する設置目的に沿ってほっとぴあんを使用する場合において、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(令8条例8・追加)

(利用の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、ほっとぴあんへの入館を拒み、又はほっとぴあんからの退館を命ずることができる。

- (1) ほっとぴあん内の秩序を乱し、若しくは公益を害し、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 施設等を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、ほっとぴあんの管理上支障があると認められる者

(令8条例8・旧第3条繰下)

(損害賠償)

第5条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により、施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(令8条例8・旧第4条繰下・一部改正)

(指定管理者による管理)

第6条 ほっとぴあんの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 市長は、法人その他の団体であって、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議会の議決を経て指定管理者として指定することができる。

(1) ほっとぴあんの平等な利用が確保されること。

(2) ほっとぴあんの管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）の内容が、ほっとぴあんの効用を十分に発揮するとともにほっとぴあんの管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

(4) その他ほっとぴあんの設置の目的を効果的に達成するため市長が必要と認める基準

3 前項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

4 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定することが適当であると市長が認める特別の理由がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「法人その他の団体」とあるのは、「第4項に規定する法人又は公共団体若しくは公共的団体」とすることができる。

5 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 使用許可並びにその変更及び取消しに関する業務

(2) 入館の拒否及び退館の命令に関する業務

(3) ほっとぴあんの維持管理その他の規則で定める業務

6 第1項の規定によりほっとぴあんの管理を指定管理者に行わせる場合においては、第3条の規定は適用せず、第2条、第4条及び前条の規定の適用については、第2条及び第4条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

7 指定管理者は、法令、条例及び条例に基づく規則並びに市長の定めるところに従い、ほっとぴあんの管理を行わなければならない。

(令8条例8・旧第5条繰下・一部改正)

(利用料金)

第7条 前条第1項の規定によりほっとぴあんの管理を指定管理者に行わせる場合においては、指

定管理者は、使用者から利用料金を自己の収入として収受するものとする。

- 2 利用料金は、別表に規定する額を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(令8条例8・旧第6条繰下)

(利用料金の納付)

第8条 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- 2 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(令8条例8・旧第7条繰下)

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(令8条例8・旧第8条繰下)

(指定管理者の指定の取消し等があった場合における利用料金の取扱い)

第10条 市長は、指定管理者の指定を取り消したとき、若しくは第6条第5項に規定する業務の全部の停止を命じたとき、又は利用料金を指定管理者の収入として収受させないときは、第7条第2項の利用料金の額をほっとびあんの使用料として徴収する。

- 2 前2条の規定は、前項の使用料について準用する。

(令8条例8・旧第9条繰下・一部改正)

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(令8条例8・旧第10条繰下)

附 則

- 1 この条例は、平成18年1月10日から施行する。
- 2 平成17年度における浴室使用料の額については、別表の規定にかかわらず、編入前の庵治町公衆浴場施設の設置及び管理に関する条例（平成10年庵治町条例第16号）別表（町外在住者の欄及び入浴のみの回数券の欄を除く。）の例による。この場合において、同表中「町内在住者」とあるのは「使用者」と、「300円」とあるのは「300円（65歳以上の者に係る入浴のみの回数券による場合は、当該回数券1枚）」と、「400円」とあるのは「400円（中学生以上65歳未満の者に係る入浴のみの回数券による場合は、当該回数券1枚）」と読み替えるものとする。

附 則（平成19年7月17日条例第44号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 市長は、この条例の施行前においても、改正後の第5条第2項から第4項までの規定の例により、同条第1項に規定する指定管理者の指定をすることができる。
- 3 改正前の第2条の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の第5条第6項の規定により読み替えて適用される改正後の第2条の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成25年12月25日条例第70号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日条例第31号）

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日条例第5号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月30日条例第8号）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 市長は、この条例の施行前においても、改正後の第7条第2項の規定の例により、同条第1項に規定する利用料金の承認をすることができる。

別表（第3条、第7条関係）

（令8条例8・一部改正）

1 浴室使用料

区分		使用料（1回につき）
(1) 大人	高齢者	香川県知事が定める公衆浴場入浴料金の額
	一般	高齢者の使用料の1.3倍の額
(2) 小人		前号の一般の使用料の2分の1の額
(3) 障害者	一般	香川県知事が定める公衆浴場入浴料金の額
	小人	前号の使用料の2分の1の額

備考

- 1 「高齢者」とは、市内に住所を有する60歳以上の者をいう。
- 2 「一般」とは12歳以上の者（高齢者を除く。）をいい、「小人」とは6歳以上12歳未

満の者をいう。

3 「障害者」とは、次に掲げる者であって、市内に住所を有するものをいう。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

4 6歳未満の者は、無料とする。

5 使用料に10円未満の端数が生じたときは、5円未満は切り捨て、5円以上は10円に切り上げる。

## 2 娯楽室（カラオケ用機器設置）使用料

区分	使用料（1室当たり）	
	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
(1) 次号に掲げる日以外の日	1回につき 2,080円	1時間につき 2,080円
(2) 日曜日及び休日	1時間につき 1,560円	1時間につき 2,080円

備考

1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。

2 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数時間は、1時間とみなす。

## 3 健康増進器機室使用料

区分	使用料
健康増進器機室	1人1回につき 100円

備考 12歳未満の者及び浴室の利用者は、無料とする。

## 4 会議室等使用料

区分	使用時間	使用料
大会議室（全面）	1時間	1,240円
大会議室（半面）	1時間	730円
小会議室	1時間	390円
調理実習室	1時間	910円

備考

1 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

- 2 使用者が、営利を目的として使用するとき、又は入場料若しくはこれに類するものを徴収するときの使用料は、この表に規定する額の3倍の額とする。
- 3 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数時間は、1時間とみなす。

○高松市庵治ほっとぴあん条例施行規則

平成17年12月21日

規則第149号

注 令和8年3月から改正経過を注記した。

高松市庵治ほっとぴあん条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高松市庵治ほっとぴあん条例（平成17年高松市条例第178号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 高松市庵治ほっとぴあん（以下「ほっとぴあん」という。）の使用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

- (1) 浴室及び娯楽室 午後1時から午後9時まで
- (2) 健康増進器機室 午前10時から午後8時まで
- (3) 会議室及び調理実習室 午前10時から午後9時まで

(令8規則26・一部改正)

(休業日)

第3条 ほっとぴあんの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日とする。）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

(使用者の責任)

第4条 条例第2条第1項（条例第6条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用期間中善良な管理を怠ってはならない。

(令8規則26・一部改正)

(使用者の遵守事項)

第5条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 他の使用者の迷惑となる行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食をしないこと。
- (3) 喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(4) 危険物又は動物を持ち込まないこと。ただし、身体障害者が同伴する身体障害者補助犬については、この限りでない。

(5) 許可なく物品等の販売又は展示、びら等の配布その他これらに類する行為をしないこと。

(6) その他ほっとぴあんの係員（次条において「係員」という。）の指示に従うこと。

（令8規則26・一部改正）

（係員の立入り）

第6条 係員は、管理上必要があると認めるときは、使用期間中随時立入りをすることができる。

（損傷等の届出）

第7条 使用者は、ほっとぴあんの施設・設備等を損傷し、又は滅失したときは、高松市庵治ほっとぴあん施設・設備等損傷・滅失届（別記様式）を直ちに市長に提出しなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第8条 条例第6条第5項第3号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

(1) ほっとぴあんの維持管理

(2) ほっとぴあんの利用に関する業務のうち、次に掲げるもの

ア 物品等の販売又は展示、びら等の配布等の許可に関する業務

イ 第5条第6号及び第6条の規定により係員が行う業務に係るもの

ウ その他市長が必要と認める業務

（令8規則26・一部改正）

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成18年1月10日から施行する。

附 則（平成19年7月17日規則第56号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規則第12号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月30日規則第26号）

1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第5条及び別記様式の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正前の別記様式に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

別記様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

届出者 住 所

氏 名

（法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号 ー

高松市庵治ほっとびあん施設・設備等損傷・滅失届

次のとおり損傷・滅失したので届けます。

損傷・滅失場所	
損傷・滅失日時	年 月 日（ ） 時 分頃
損傷・滅失箇所（物件）及び数量	
損傷・滅失の内容	
損傷・滅失の理由	

### 設備・備品等一覧表

品名	規格等（説明）	数量・単位	設置場所	備考
受付用机（窓口職員用）		1脚	2F	
座卓		18脚	3F	
喫茶用テーブル	天板がガラス	2脚	3F	
喫茶用テーブル	三角形（娯楽室）	2脚	3F	
喫茶用テーブル	やや大きい	1脚	3F	
電話台		3台	2F 3F	
電話台	放送設備の台	1台	3F	
肘付回転椅子（係長，一般職用）	健康増進器機室従事者の食事時の椅子	1脚	2F	
回転椅子（背無・肘無）	健康増進器機室従事者の受付時の椅子	2脚	2F	
腰高回転椅子（受付用椅子）	ほつとびあんカウンター	2脚	3F	
待合用ソファ（長形）	娯楽室	2脚	3F	
待合用ソファ（長形）	娯楽室	3脚	3F	
待合用ソファ（コーナー）	娯楽室	2脚	3F	
待合用背無椅子（スツール）	縁台（脱衣所）	2脚	3F	
背無ベンチ	健康増進器機室入室前の履物履き替え用等	1脚	2F	
喫茶用椅子	藤椅子	2脚	2F 3F	
喫茶用椅子	大きいテーブル用椅子	6脚	3F	
書類保管庫	3段デスクワゴン、収納庫	2個	2F 3F	
スクールロッカー	スポーツロッカー イナバ	1個	2F	
案内板（行事案内板を含む）		2枚	2F 3F	
ブラインド	横型	1式		
ブラインド	遮光	1式		
ブラインド	横型ビジュアルカラー	1式		
ブラインド	ロール	1式		
スクリーン（籐衝立）		2台	3F	
スクリーン	AM-V120B 手動	1台	2F	
鏡	姿見鏡	1枚	2F	
グリーンボックス	グレイスボックス・ダストボックス	6個	2F 3F	
灰皿	スモークキングスタンド	4個	3F	館内禁煙につき、現在は使用していない
扇風機		1台	3F	
電気洗濯機	全自動	1台	2F	
電話器	釦表示付多機能電話機	7台		
カラオケセット	通信カラオケシステム（DAMMG-30）	1式		現在はリースで対応しており使用していない。
昇降運動用踏み台	エバニュー	5台	2F	
下水管掃除機	配管掃除機	1台	3F	
コンプレッサー	60Hz KEISER OSHS	1台	2F	

設備・備品等一覧表

品名	規格等（説明）	数量・単位	設置場所	備考
残留塩素測定器	クロルテスター	1 個	3 F	
腹筋台	腹筋台	1 台	2 F	
ランニングマシン	2 0 km 220V 傾斜有	2 台	2 F	
ランニングマシン	2 0 km 220V 傾斜有 JOHNSON	1 台	2 F	
自転車運動器	アップライトバイク VISION FITNESS	2 台	2 F	
自転車運動器	リカンベントバイク VISION FITNESS	3 台	2 F	
ベンチプレスマシン	シーテッド・チェストプレス KEISR250	1 台	2 F	
ショルダープレスマシン	アッパー・バッグ KEISER250	1 台	2 F	
レッグプレスマシン	レッグエクステンションROM KEISER	1 台	2 F	
レッグプレスマシン	レッグプレス KEISER250	1 台	2 F	
セットダンベル	ラバーダンベル 1 kg～10kg 各 2 個一式 HAMPTON	1 台	2 F	
セットダンベル	バーチカルダンベルラック 2 サイド10ペア	1 台	2 F	
セットダンベル	フラット/ミリタリーベンチ APEX	1 台	2 F	
レッグカールマシン	シーテッドレッグカール KEISER250	1 台	2 F	
複合型トレーニングマシン	ストレッチゾーン KEISER	1 台	2 F	
ジムマット	FUKUDA エアロピクスマット	1 0 枚	2 F	
石像 ほっとくん		1 個	屋外	
彫刻 流想		1 個	屋外	
テレビ		1 台	3 F	
黒板		1 台	1 F	
スタッキングチェア		5 4 脚	1 F 2 F	
椅子収納台車		3 台	1 F 2 F	
折りたたみ椅子		1 8 脚	1 F 2 F	
会議用机		2 脚	1 F 2 F	
長机		1 8 脚	1 F 2 F	
受付用机		4 脚	1 F 2 F	
閲覧用机		1 脚	1 F	
平机		3 脚	1 F 2 F	
ホワイトボード		1 台	1 F	
暗幕		1 台	1 F	
ワイヤレスチューナー		2 個	1 F 2 F	
ワイヤレスアンプ		1 台	1 F	
ワイヤレスマイク		2 個	1 F 2 F	
ペーパーカッター		1 台	1 F	
穿孔機		1 台	1 F	
回転椅子（背無・肘無）		3 9 脚	1 F 2 F	
肘付回転椅子（係長，一般職用）		2 脚	1 F	

### 設備・備品等一覧表

品名	規格等（説明）	数量・単位	設置場所	備考
テレビ台		1台	1F	
電話器		7台	1F 2F	
電話台		2台	1F 2F	
電話交換機		1台	1F	
ビデオテープレコーダー		1個	1F	
写真撮影用カメラ		1個	1F	
タイムレコーダー		1個	1F	
石油ファンヒーター		1台	1F	
空気清浄機		1個	1F	
物品整理棚		5個	1F	
書類保管庫		19個	1F	
ファイリングキャビネット		1個	1F	
更衣ロッカー		4個	1F	
器具箱		1個	1F	
患者用回転椅子		1個	1F	
滅菌器		1台	1F	
煮沸消毒器		1台	1F	
クロススクリーン		4台	1F	
薬用冷蔵ショーケース		1個	1F	
薬品戸棚		1個	1F	
ユニット保管庫		1個	1F	
肩関節回旋運動器		1台	1F	
手関節屈曲伸展運動器		1台	1F	
下肢屈伸運動用椅子		1台	1F	
肋木運動器		2台	1F	
コンプレッサー		1台	1F	
前腕回内運動器		1台	1F	
移動式歩行補助平行棒		1台	1F	
ベビーベッド		1個	1F	
体重計		1個	1F	
身長計		2台	1F	
体内脂肪計		1個	1F	
血圧計		2個	1F	
血圧脈拍測定器		1台	1F	
まな板包丁殺菌乾燥機		1台	2F	
炊飯器		3個	2F	
ガスコンロ		3個	2F	
オープン		4台	2F	

設備・備品等一覧表

品名	規格等（説明）	数量・単位	設置場所	備考
フードカッター		1台	2F	
冷凍庫		1台	2F	
冷蔵庫		1台	2F	
湯茶冷器		1台	2F	
ミキサー		1個	2F	
ブラインド		73式	1F 2F	
傘立て		3台	1F	
案内板		1台	1F	
展示板		4台	1F	
陳列戸棚		2個	1F	
背無ベンチ		1脚	1F	
テレビ		8台	1F 2F	

## 施設管理運営費の決算状況（令和5年度～令和7年度）

（単位：円）

項目		令和5年度	令和6年度	令和7年度	
収入	指定管理料	19,921,000	20,170,000	20,170,000	
	上記以外				
	使用料	5,747,960	6,465,280	6,470,310	
	消耗品等在庫処理				
	受取利息				
【計】	25,668,960	26,635,280	26,640,310		
支出	人件費	9,252,900	9,520,370	10,433,430	
	維持管理費	水道光熱費	9,539,200	9,806,845	9,753,903
		消耗品費	500,759	539,104	569,236
		水槽検査料	73,700	51,700	51,700
		使用料	279,350	338,700	338,700
		保険料	182,120	182,120	182,120
		委託料	866,140	854,700	814,550
		広報費	59,600	66,200	87,120
		修繕費	947,100	937,328	1,232,330
	一般管理費	3,968,091	4,338,213	3,177,221	
	【計】	25,668,960	26,635,280	26,640,310	
収支差引	0	0	0		

## 施設の利用統計（令和5年度～令和7年度）

（単位：人）

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
入浴者数	12,790	12,316	12,441
健康増進機器室利用者数	3,122	2,734	2,583
入浴及び健康増進器機室利用者	1,449	1,342	1,204
娯楽室利用者数	312	330	206
合計	17,673	16,722	16,434

## 施設管理運営費の収支予算（令和8年度）

（単位：千円）

項目		令和8年度	
収入	指定管理料	20,170	
	上記以外	使用料（※） 6,500	
	【計】	26,670	
支出	人件費	10,400	
	維持管理費 （物件費）	水道光熱費	11,720
		消耗品費	800
		検査料	84
		使用料	338
		委託料	903
		保険料	182
		広報費	100
		修繕費	800
	租税公課	1,300	
	一般管理費	43	
【計】	26,670		
収支差引	0		

※令和9年度からは、指定管理範囲が広がるため、使用料が増加する見込み

庵治ほっとぴあん修繕項目

指定管理者負担分

年度	支出額（円）	内容
R5	947,100	混合水栓金具新品交換、露天ろ過機の補修修繕、配管修理、熱交換循環ポンプ新品交換、抽気逆止弁新品交換、内照式ロードサイン看板交換 など
R6	937,328	照明器具修繕、ろ過装置修理、ポンプ交換修理、配管修理、扉の修理、キュービクル内電流計・電圧計の切替スイッチ交換 など
R7	1,232,330	ろ過装置電磁バルブ交換修理、貯水槽バタフライ弁交換修理、配管修理、排水口の詰まり修理、ガラス戸修繕、塩素ポンプ部品交換 など
R8（予算）	800,000	露天風呂ろ過装置電磁バルブ取替工事、露天風呂ろ過タンク修理、男湯サウナ室横板修理、シャワー混合栓取替など
計	3,916,758	

市負担分（庵治保健活動センター分を含む）

年度	支出額（円）	内容
R5	440,000	正面玄関庇等修繕工事
	352,000	弱電引込配管修繕工事
	258,000	電気通信設備移転修繕工事
	715,000	空調機修繕工事
R6	320,100	外灯修繕
	129,800	電圧電流切り替え器取替工事
	154,000	1階防煙垂れ壁修繕
R7	202,400	健康増進器機室照明修繕
	446,600	1階保健指導室、機能回復室及びホール照明器具修繕工事
	108,900	電話設備修繕工事
	1,207,800	空調機異常修繕工事
R8（6月現在）	35,200	建具修繕
計	4,369,800	